

年金・手当について

○障害基礎年金・障害厚生年金

公的年金制度に加入している期間中に被った傷病により、障害状態となった場合に年金や一時金が支給されます。（申請は原則65歳までとなります。）

【 】内は昭和31年4月1日以前に生まれた方

制度の種類		支給要件	年金額
国民年金	障害基礎年金	20歳以上の方で、国民年金法に定める障害（身体障害者福祉法とは異なります）を有し、次のいずれかに該当する方 ①20歳前から障害者となった方 （本人所得制限あり） ②国民年金の被保険者期間中または60歳以上65歳未満の間に初診日のある傷病により障害となった方 （原則として初診日前々月までの加入期間の2/3以上の納付・免除もしくは納付猶予期間があること、または初診日前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。）	1級（年額） 1,059,125円 【1,056,125】 2級（年額） 847,300円 【844,900円】 他に子の加算額があります。
	障害厚生年金	厚生年金の被保険者期間中に初診日のある傷病による障害に対して支給 （ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしている者であること。）	1級 報酬比例の年金額× 1.25＋配偶者の加給年金額 2級 報酬比例の年金額 ＋配偶者の加給年金額 3級 報酬比例の年金額 （最低保障額 635,500円 【633,700円】） 1級・2級はこの額に障害基礎年金が加わります。
厚生年金	障害手当金	障害厚生年金より軽い障害が残った場合に一時金として支給	報酬比例の年金額×2

※ 年金額の等級は、国民年金法・厚生年金法に定められた障害等級であり、身体障害者手帳に記載されている等級とは異なりますのでご注意ください。

問い合わせ先

初診日に国民年金第1号被保険者であった方や初診日が20歳前の方

中央窓口センター
国民年金担当
☎ 823-9439

初診日に厚生年金保険加入者または国民年金第3号被保険者（厚生年金保険加入者の被扶養配偶者）であった方は、年金事務所にお問い合わせください。

日本年金機構
高知東年金事務所
☎ 831-4430
高知西年金事務所
☎ 875-1717

音声ガイダンスが流れ始めてから①→②の順番でボタンを押すと担当部署に繋がります。

また、来訪相談をされる場合は、0570-05-4890で日時をご予約のうえ来訪されるようお願いいたします。

初診日に共済組合員であった方は所属されていた共済組合へお問い合わせください。

■年金・手当について

○特別障害給付金

国民年金の任意加入対象者とされていたが、任意加入をしていなかったため、障害基礎年金を受けることができなかった方への福祉的措置として平成17年4月に創設された制度です。

(1) 支給対象となる方

次の①か②の期間に初診日があり、障害基礎年金を受けることができない方で、障害程度が国民年金法で定める1・2級の状態にある方

- ① 初診日が昭和61年3月31日以前で、初診日において国民年金の任意加入対象者とされていた被用者年金制度加入者等の配偶者であって、任意加入をしていなかった方
- ② 初診日が平成3年3月31日以前で、初診日において国民年金の任意加入対象者とされていた学生であって、任意加入をしていなかった方

※ 所得等での支給制限があります。

(2) 支給額 1級 月額 58,650円 2級 月額 46,920円

○高知市福祉給付金

年金制度の谷間にあって、公的年金を受けることができない方に対する本市独自の制度です。

高齢者福祉給付金

(1) 支給対象となる方

高知市に住民登録（外国人にあつては永住許可等を有すること。）をしている次のいずれかの方（市民税課税者や生活保護受給者は支給停止）

- ・ 大正15年4月1日以前に出生し、昭和57年1月1日前から外国人登録を行っていた方のうち引き続き住民登録をしている方
- ・ 明治44年4月1日以前に出生し、昭和57年1月1日前から外国人登録を行っていた方のうち満70歳に達した日以降に日本国籍を取得した方
- ・ 明治44年4月2日から大正15年4月1日までの間に出生し、昭和57年1月1日前から外国人登録を行っていた方のうち、昭和36年4月1日以降に日本国籍を取得した方
- ・ 明治44年4月2日から大正15年4月1日までの間に出生した日本国民で外国に居住していた方のうち、昭和36年4月1日以降に日本に帰国した方

(2) 支給額 月額 10,000円

重度心身障害者福祉給付金

(1) 支給対象となる方

外国人が国民年金の適用除外とされていた昭和56年12月以前に初診日（初診日は20歳以後の必要有、以下同じ。）がある外国人の方や、国民年金の任意加入期間に初診日がある方などで、任意加入をしていなかったため、公的年金や特別障害給付金等を受けていない65歳未満の方のうち、次の手帳の交付を受けている方（市民税課税者や生活保護受給者は支給停止）

- ・ 身体障害者手帳1級、2級
- ・ 療育手帳A
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級

(2) 支給額 月額 36,000円

問い合わせ先

中央窓口センター
国民年金担当
☎ 823-9439

中央窓口センター
国民年金担当
☎ 823-9439

○特別障害者手当

身体または精神に著しく重度の障害がある方に支給されます。在宅の方または有料老人ホーム、軽費老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅に同居もしくは小規模多機能型居宅介護を利用している方が対象です。※ただし、養護老人ホーム、特別養護老人ホームに入所中の方や病院・診療所、介護老人保健施設、介護医療院等に3ヶ月以上入院、入所中の方は対象外です。

また、原爆被爆者の介護手当、公害被害者補償法および予防接種法の手当を受けることができる場合は、減額または支給停止となります。

目 的	著しく重度の障害がある方の所得保障の一環として創設され、その障害による特別な負担を軽減し、福祉の向上を図ることを目的としています。
対 象 者	20歳以上であり、身体または精神に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方 ※ 障害程度の詳細等につきましては、障がい福祉課までお問い合わせください。
所 得 制 限	受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定基準額を超えているとき、その年度は支給停止となります。 ※ 1月から6月までの間に認定を請求する場合は、前々年をいいます。
手 当 金 額	月額 30,450円
手 当 支 給 方 法	毎年2月・5月・8月・11月の4回に分けて口座振替により支給されます。
申 請 手 続	①認定請求書②診断書③所得状況届④同意書⑤前年度受給した年金額の分かるもの⑥銀行口座番号の分かるもの⑦マイナンバーの分かるものを障がい福祉課に提出してください。

※ 障がい福祉課のホームページ (<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/29/shougaishteate.html>) (右、QRコード参照) に特別障害者手当の認定基準やフローチャートも掲載しておりますので、ご覧ください。

○障害児福祉手当

公的障害年金を受給していない身体または精神・知的に重度の障害がある方に支給されます。

ただし、施設等に入所されている場合は、原則として対象になりません。

対 象 者	20歳未満であって、日常生活に著しい制限を受ける程度の障害の状態（おおむね身体障害者手帳1級、療育手帳A所持者の一部またはそれと同程度）
所 得 制 限	受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定基準額を超えているとき、その年度は支給停止となります。 ※ 1月から6月までの間に認定を請求する場合は、前々年をいいます。
手 当 金 額	月額 16,560円
手 当 支 給 方 法	毎年2月・5月・8月・11月の4回に分けて口座振替により支給されます。
申 請 手 続	①認定請求書②診断書（療育手帳A1所持者は診断書を省略することができます）③所得状況届④口座振替申出書（対象児分）⑤同意書⑥マイナンバーの分かるものを障がい福祉課に提出してください。

問い合わせ先

障がい福祉課

医療福祉担当

☎ 823-9053

高知市障がい福祉課
ホームページ

障害者手当について



障がい福祉課

医療福祉担当

☎ 823-9053

■年金・手当について

○特別児童扶養手当

公的障害年金を受給していない精神・知的または身体に重度・中度の障害のある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に対して支給されます。

ただし、児童福祉施設等に入所されている場合は、原則として対象になりません。

手 当 金 額	1級 月額 58,450円 2級 月額 38,930円
手 当 支 給 方 法	毎年4月・8月・11月の3回に分けて口座振替により支給されます。
所 得 制 限	受給者の前年の所得が一定基準額を超えているとき、または同居している配偶者および扶養義務者の前年の所得が一定基準額を超えているとき、その年度は支給停止となります。 ※ 1月から6月までの間に認定を請求する場合は、前々年をいいます。
申 請 手 続	①認定請求書 ②戸籍謄本 ③診断書(※) ④同意書 ⑤口座申出書等の書類 ⑥マイナンバーの分かるものを障がい福祉課に提出してください。 ※ 診断書については、外部障害で1級からおおむね3級までの身体障害者手帳またはA1もしくはA2の療育手帳をお持ちの方は、手帳の写しで代用できる場合がありますので、障がい福祉課の医療福祉担当までお問い合わせください。

障がい福祉課
医療福祉担当

☎ 823-9053

高知県障害福祉課
障害児支援担当

☎ 823-9663

○高知県重度心身障害児療育手当

障害児福祉手当(7ページを参照)を受けていない18歳未満の重度心身障害児を監護する保護者に対して支給されます。

ただし、児童福祉施設等に入所されている場合は、原則として対象になりません。

手 当 金 額	月額 7,300円
手 当 支 給 方 法	毎年3月・7月・11月の3回に分けて口座振替により支給されます。
所 得 制 限	所得の制限はありません。
申 請 手 続	①申請書 ②療育手当受給資格証明願 ③同意書 ④身体障害者(療育)手帳の写し ⑤通帳の写し を障がい福祉課に提出してください。

障がい福祉課
医療福祉担当

☎ 823-9053

高知県障害福祉課
障害児支援担当

☎ 823-9663

○児童扶養手当

父母の離婚等によりひとり親家庭となった児童、または父もしくは母が一定の障害の状態にある児童について、受給資格者に手当が支給されます。

※ 児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方または20歳満で一定の障害がある方をいいます。

※ 受給資格者とは、児童を監護している父もしくは母または父母に代わって児童を養育している方をいいます。

手当月額	支給区分	全額支給 (月額)	一部支給 (月額)	全部停止 (月額)
(令和8年 4月1日現在)	児童1人目について	48,050円	48,040円から11,340円の範囲で決定	0円
	児童2人目について	1人増すごとに11,350円を加算	11,340円から5,680円の範囲で決定	0円
支給方法	奇数月に口座振替により支給されます。			
申請手続	申請方法・添付書類については、子育て給付課にお問い合わせください。			

※ 手当は申請が受理された日の翌月分から開始します。

※ 手当月額は、受給資格者または生計同一の扶養義務者の前年度所得により、その一部または全部が支給停止になります。

※ 受給資格者または児童が公的年金給付の支給を受けている場合は、児童扶養手当額との差額分が支給されます。また、障害年金等を受給している方は、子の加算部分との差額分が支給されます。

○心身障害者扶養共済制度

心身障害者の保護者が万一死亡（または重度障害）後、残された障害者に年金を支給することによって保護者の不安を軽減し、障害者の生活の安定を図ろうとするものです。

〈加入できる方〉

心身障害者の保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹等）であって、次の要件を満たしている方

- (1) 県内に住んでいること。
- (2) 65歳未満であること（年齢は毎年度4月1日現在）。
- (3) 病気や障害がなく、生命保険に加入できる程度の健康状態であること。

〈心身障害者とは〉

将来独立して自活することが困難で、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 知的障害児・者
- (2) 身体障害児・者のうち1級から3級までに該当する方
- (3) 精神または身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が(1)または(2)に掲げる方と同程度と認められる方
(脳性麻痺、進行性筋萎縮症、腎臓疾患等の内部障害、自閉症、精神疾患等)

子育て給付課

☎ 823-9447

高知県障害福祉課

地域生活支援担当

☎ 823-9634

障がい福祉課

医療福祉担当

☎ 823-9053

■年金・手当について

〈年金額〉

加入者が亡くなったとき、または重度障害者となったときは、その月から年金が受けられます。

1口加入者 20,000円

2口加入者 40,000円（最大2口まで）

※ 一時給付として、加入期間に応じて脱退一時金（脱退金）および弔慰金（障害者（児）が加入者に先立ってお亡くなりになった時）の給付制度もあります。

〈掛金（月額）〉

加入時の年齢、課税状況に応じて、次のとおり掛金が設定されています。

一般課税世帯の場合

（月額：円）

加入時の年度の 4月1日時点の年齢	1口目	2口目
35歳未満	4,650	4,650
35歳～39歳	5,700	5,700
40歳～44歳	7,150	7,150
45歳～49歳	7,150	8,650
50歳～54歳	7,520	9,400
55歳～59歳	8,280	10,350
60歳～64歳	9,320	11,650

均等割世帯の場合

（月額：円）

加入時の年度の 4月1日時点の年齢	1口目	2口目
35歳未満	3,100	3,100
35歳～39歳	3,800	3,800
40歳～44歳	4,770	4,770
45歳～49歳	4,770	5,770
50歳～54歳	5,170	6,270
55歳～59歳	5,700	6,900
60歳～64歳	6,410	7,770

※ 2口加入される方の掛金は1口目、2口目の合計金額となります。

※ 非課税世帯・生活保護世帯の申請者は、掛金は全額減額となります。

※ 都道府県により加入者が納付する掛金は異なります。

※ 市民税均等割世帯、市民税非課税世帯または生活保護世帯の方は、掛金払込期間が終了するまで毎年減額の手続きが必要です。

〈加入等申込み、年金等の請求手続〉

- ・障がい福祉課に申請してください。
- ・加入申込期間は、偶数月の1日から20日までです。